

保護者が急病等の際に、学校等への送迎に利用できます！
(多摩市移動支援事業)

1 内容

保護者が急な体調不良（急病、怪我等）で、一時的に通学・通所・通勤等に付き添えない場合に、ヘルパーによる外出支援を利用することができます。

※ 通学等に関する移動支援は、一時的な利用のみ可能です。移動支援の必要な期間が決まっていない場合や、通年かつ長期にわたる場合は、利用できません。また、仕事の都合で迎えにいけない等の理由では利用できません。

2 対象者

次の(1)~(3)に該当する方が多摩市の移動支援事業の対象となります。

- (1) 愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳を持っている方
- (2) 手帳を持っていないが、発達障害等が診断書により判断できた方
- (3) 身体障害者手帳1・2級（下肢又は体幹機能障害）の方で、外出に車いすが必要な方

3 利用者負担

- ・ 市民税課税世帯

対象者	利用時間	金額
(1)、(2)に該当する方	30分	100円
(3)に該当する方	30分	150円

- ・ 市民税非課税世帯、生活保護世帯 … 無料

※ 利用者負担は、直接事業者にお支払いいただきます。

4 手続きについて



5 1か月に利用できる時間数

18歳以上（高校生は除く）	50時間／月以内
高校生（年齢に関係なし）	20時間／月以内
中学生・小学生（5・6年生）	10時間／月以内
小学生（1～4年生）	5時間／月以内

6 お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

多摩市役所健康福祉部 障害福祉課 相談支援担当

Tel 042-338-6847 Fax 042-371-1200